

【危機管理室】

No.	用語	解説
* 1	大阪府防災情報システム（O-DIS） おおさか防災ネット	<p>平成 7 年 1 月の阪神淡路大震災の教訓を踏まえ、災害時に被害の状況を迅速に把握し、的確な応急対策を実施するため、防災行政無線のネットワークを利用し、市町村からの報告や気象情報、観測情報、被害情報を収集及び情報の共有を図るシステム。災害対策本部等での意思決定に活用します。</p> <p>気象情報（注意報、警報等）や台風情報、地震・津波情報、交通機関の運行情報、ライフライン情報、災害発生時の被害情報、避難に係る情報等、府内の防災に関わる幅情報にアクセスできる Web サイトです。あらかじめ登録いただいた方に気象情報を含む災害情報を発信する防災情報メール配信サービスも行っています。</p>
* 2	大阪府地域防災計画	<p>地域防災計画は、災害対策基本法第 40 条に基づき、各地方自治体（都道府県や市町村）の長が、それぞれの防災会議に諮り、防災のために処理すべき業務等を具体的に定めた計画です。大阪府では、防災活動の総合的かつ計画的な推進を図り、府の地域並びに府民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的として、府、市町村、関係機関等が処理すべき事務又は業務を定めており、市町村も府の計画と整合して、計画の策定や修正を行い、対策を進めます。</p> <p>(参考 URL) http://www.pref.osaka.lg.jp/kikikanri/keikaku_higaisoutei/bousaikeikaku.html</p>
* 3	大阪府石油コンビナート等 防災計画	<p>大阪府石油コンビナート等防災計画は、石油コンビナート等災害防止法第 31 条に基づき、同法の規定により指定された特別防災区域（大阪北港地区、堺泉北臨海地区、関西国際空港地区及び岬地区）に係る災害の未然防止と拡大防止のため、防災関係機関、特定事業所等の処理すべき事項や業務等を明確にし、災害の予防対策や応急活動等必要な事項を定めた計画です。</p> <p>(参考 URL) http://www.pref.osaka.lg.jp/hoantaisaku/bousaikeikaku/index.html</p>

* 4	消防の広域化	<p>人口減少社会の到来による生産年齢人口の減少を原因とする財政面の制約や高齢化の進展による予防業務重要性や救急需要が拡大し消防力の強化が必要となっています。そのため、各市町村の消防機能を組織的に合体させることにより消防力の維持・強化を図り、特に小規模消防本部（管轄人口 10 万人未満）の体制強化が喫緊の課題である。平成 30 年 4 月 1 日に「市町村の消防の広域化に関する基本方針」が改正され、広域化の期限を平成 36 年（令和 6 年）4 月 1 日まで延長されました。（地域で話し合う 1 年間及び実践期間としての 5 年間の計 6 年間）</p> <p>府としては、その一部改正を踏まえて、今年度「大阪府消防広域化推進計画」を改定して、市町村に対して広域化を働きかけていくこととしています。</p>
* 5	消防本部間の水平連携	<p>消防の広域化が中長期的な課題としてなかなか進まない中、並行して対応可能な取組みとして、消防本部間の連携方策をとること。具体的には、119 番通報同時通訳サービスの共同導入や、特殊車両等の共同購入・共同運用、指令業務の共同運用等。消防本部の自主的な対応を引き出すことが府の役割です。</p>
* 6	自主防災組織	<p>自主防災組織は、「自分たちの地域は自分たちで守る」という自覚、連帯感に基づき、自主的に結成する組織であり、府内には、自治会、町内会や小学校区などを単位として、2863 団体があります（平成 30 年 4 月 1 日現在）。平常時には、主に防災に対する心構えの普及啓発や避難訓練等を実施するほか、災害時には、避難を率先誘導するとともに避難所運営の主役となること等が期待されています。</p>
* 7	避難行動要支援者	<p>避難行動要支援者とは、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を必要とする者を言います（災害対策基本法第 49 条の 10）。高齢者や障がい者等、避難行動要支援者の要件は、各市町村の地域防災計画において定められています。</p>
* 8	帰宅困難者支援対策	<p>東日本大震災に伴う首都圏における大量の帰宅困難者発生の教訓を踏まえ、大阪府では、南海トラフ巨大地震等を想定し、発災時の安全、円滑な帰宅困難者支援対策確立に向け、発災直後の「一斉帰宅の抑制」、「ターミナルでの混乱防止」、災害が落ち着いた段階での、「帰宅支援」方法等について検討を進めています。</p>

【青少年・地域安全室】

No.	用語	解説
*9	地域安全センター	子どもの見まもり活動、青少年の非行防止活動等の地域安全活動に携わるボランティアのネットワーク化を図り、学校、行政、警察、地域が連携した取組を推進するため、地域の防犯ボランティアの活動拠点です。
*10	こども 110 番の家	子どもたちがトラブルに巻き込まれそうになった時に助けを求めることができるよう、地域の協力家庭等が「こども 110 番」の旗等を掲げることで、子どもたちを犯罪から守る運動です。
*11	性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター	性犯罪・性暴力被害者に対して、被害直後からの総合的な支援（産婦人科医療、相談・カウンセリング等の心理的支援、捜査関連の支援、法律的支援等）を可能な限り 1 か所で提供し、関係機関や団体等につなぐコーディネート機能を備えた支援施設のことをいいます。 総合的支援を可能な限り 1 か所で提供することにより、被害者の心身の負担軽減、健康回復を図るなど、被害者に寄り添いながら、被害の潜在化防止を図ることを目的としています。
*12	青色防犯パトロール	青色回転灯を装備した自動車による自主防犯パトロールのことをいいます。一定の要件を満たし、警察から自動車による自主防犯パトロールを行うことができる旨の証明を受けた団体が、自動車に青色回転灯を装備することができます。
*13	特殊詐欺対策機器	特殊詐欺対策機器とは、特殊詐欺等に利用されている番号からの着信を自動的に拒否する機器や、着信時にアナウンスを発して通話内容を自動で録音する機器です。
*14	大阪府子ども総合計画	大阪府子ども条例、大阪府青少年健全育成条例、子ども・若者育成支援推進法等に基づき策定した計画。計画期間は平成 27 年度から平成 36 年（令和 6 年）度までの 10 年間。本計画に掲げた目標の実現に向け、平成 31 年（令和元）度までの 5 年間で取り組むべき具体的な施策等をまとめた事業計画（前期計画）も策定しています。